

公的研究費の不正使用防止に関する責任範囲と権限及び相互関係

令和4年4月1日

区 分	責任範囲及び権限	相互関係
<p>最高管理責任者 [機構長]</p>	<p>○ 機構全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じるとともに、定期的に不正使用防止対策の実施状況について報告を求める。</li> <li>・ 機構の不正防止対策の基本方針である「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における公的研究費の不正使用防止に関する規程」(以下「規程」という。)を公開し、機構内外に周知する。</li> </ul>	<p>統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者への指示</p>
<p>統括管理責任者 [機構長が指名する理事]</p>	<p>○ 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について機構全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、機構全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告する。</li> </ul>	<p>最高管理責任者への報告及びコンプライアンス推進責任者への指示</p>
<p>コンプライアンス推進責任者 [国立歴史民俗博物館長] [国文学研究資料館長] [国立国語研究所長] [国際日本文化研究センター所長] [総合地球環境学研究所長] [国立民族学博物館長] [本部事務局長]</p>	<p>○ 本部及び機関(以下「機関等」という。)における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費の不正使用防止計画の実施及び当該機関職員等への指示</li> <li>・ 自己の管理監督又は指導する機関等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</li> <li>・ 不正使用の防止を図るため、職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。</li> <li>・ 自己の管理監督又は指導する機関等における職員等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</li> </ul>	<p>統括管理責任者への報告</p>